

中央防波堤埋立地の帰属 早期解決に向け東京都への調停申請へ



江東区の地先として埋め立てられてきた「中央防波堤埋立地」は、いまだにどの区に帰属するかについて確定していません。江東区と大田区がすべての帰属を主張し、協議を重ねてきましたが解決には至らなかったため、東京都に自治紛争調停を申請することで合意しました。引き続き、区民・区議会の皆さんのご理解・ご協力のもと、江東区の主張の実現に向け取り組んでいきます。

問 港湾臨海部対策担当 ☎(3647)9168、FAX(3699)8771

中央防波堤埋立地の沿革

概要

区分	免許取得	竣工	面積
内側埋立地	昭和48年3月	平成8年11月	195ha
外側埋立地	昭和49年7月	平成33年3月(予定)	314ha

内側埋立地

昭和47年5月、東京都から江東区に中央防波堤内側埋立計画の提案がありました。区は、ごみの埋立処分により区民の生活環境が厳しさを増していたことから、江東区地先以外の水面を提唱し、激しい抵抗を行いました。しかし昭和47年6月、大局的見地に立って、埋立地の土地利用計画については、引き続き協議のうえ決定すること等の条件を付して同意しました。

外側埋立地

昭和48年12月、東京都から江東区に中央防波堤外側埋立計画の提案がありました。区はごみ公害等により、引き続き、大きな負担を強いものとして反対表明をしました。昭和49年3月、内側埋立地の道路整備・清掃など環境保全に万全の策を講ずること等の条件を付して、やむを得なく同意しました。

調停申請に至るまでの経緯

平成28年4月から9回に渡る協議を重ね、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会前までに解決を図ること、協議の範囲は中央防波堤内側・外側全域とすることなどを確認してきました。しかし、「全島帰属」の主張は、両区とも譲ることはできず、協議による解決が難しい状況となりました。そのため、平成29年6/22、両区の区長・議長が会談を行い、自治紛争調停によって解決を図ることとしました。その後、江東区では、7/6の第二回定例会最終本会議において自治紛争調停申請に関する議案が可決され、今後、東京都知事あて申請する予定となっています。

自治紛争調停とは

地方公共団体間に生じた紛争について、公正な第三者の調停によって解決しようとする地方自治法に基づく制度です。知事に任命された3人の自治紛争処理委員による調停案が申請から原則90日以内に勧告され、地方公共団体が受諾することで成立します。

江東区の主張

- 中央防波堤の埋立に関する歴史的沿革を踏まえれば、江東区に帰属することは当然です。
 - ・中央防波堤埋立地は、永年に渡って、ごみの埋立処分に伴う江東区民の多大な忍耐と犠牲の上に造成されてきています。
 - ・埋立にあたっては、江東区の将来像を見据えて、唯一、負担を被る地元区として東京都と協議を重ね、一体的に推進してきています。
- 住民の社会・経済上の便益の観点からも、江東区に帰属することが、最も合理的かつ効果的です。
 - ・中央防波堤埋立地と江東区は地理的にも密接に繋がっており、利便性が高いといえます。
 - ・中央防波堤埋立地における特別区の事務処理はすべて江東区で実施しており、行政の継続性の確保が求められます。
- 江東区に帰属することで、東京港の発展、臨海地域の機能・魅力向上が実現されます。
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、さまざまな提案・要望を行うとともに、大会後のレガシー創出に向け、地元区として連携していきます。
 - ・「東京港港湾計画」における「みどり」「景観」「環境」「スポーツ都市」「安全・安心」の視点とその取組みは、江東区と緊密かつ有機的に連携して初めて実現できるものです。

帰属決定後の利活用

区では、「江東区オリンピック・パラリンピックまちづくり基本計画」を策定し、中央防波堤埋立地をオアシスゾーンに位置づけ、屋外スポーツやレジャーの拠点として整備する方針です。交通ネットワークの充実を図るとともに、都心のそばで豊かな自然を感じられるパークエリアを目指します。なお、東京都の「新規恒久施設の施設運営計画」においては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして、スポーツ・文化等によるにぎわいを創出していくことをコンセプトに、中央防波堤埋立地を「ウォータースポーツエリア」とすることが決定しています。